クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2021 年 1 月 18 日

ジョージアマイクロローン事業者ファンドⅡ２号

運用状況についての満期時報告

（第二種金融商品取引業協会「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」に基づくファンド報告書）

標記ファンドは、2019 年 7 月 31 日に、「ジョージアマイクロローン事業者ファンドⅡ ２号　契約期間延長のお知らせ」にて配信させていただきましたとおり、運用期間を 2020 年 7 月末までに延長いたしました。その後、2020 年 7 月 28 日に、「ジョージアマイクロローン事業者ファンドⅡ２号～８号　契約期間延長のお知らせ」にて配信させていただきましたとおり、運用期間を 2020 年 12 月末まで再延長いたしました。そのうえで、このたび満期償還を迎えましたので、運用報告を以下の通りご連絡申し上げます。

出資金総額	：	JPY 34,620,000.-
うち投資総金額	：	JPY 33,546,780.-
うち運用手数料	：	JPY 1,073,220.-

===運用開始時の状況===

グループ会社貸付実行日	：	2018 年 7 月 4 日
グループ会社貸付金額	：	GEL 738,034.37
適用直物 GELJPY レート	：	45.45
適用先物 GELJPY レート	：	なし
グループ会社貸付期間(当初予定)	：	2018 年 7 月 4 日から 2019 年 7 月 25 日
資金運用日数(当初予定)	：	386 日
グループ会社貸付金利（年利）	：	13.4%

===運用終了時の状況===

グループ会社貸付期間	：	2018 年 7 月 4 日から 2020 年 12 月 25 日
資金運用日数	：	905 日
予定グループ会社返済利息額（累計）	：	GEL 104,586.57
実現グループ会社返済利息額（累計）	：	GEL 195,527.99

実現元利金返済額（累計）	：	GEL 943,742.40
遅延損害金額	：	GEL 10,180.04
実現直物 GELJPY レート（運用終了時）	：	31.22
グループ会社負担外為両替手数料	：	GEL 0.00
出資者返済原資（累計）	：	GEL 943,742.40
円貨換算出資者返済原資（累計）	：	JPY 32,689,514.-
ファンドの貸付通貨建て利回り	：	13.8%（期間：2018 年 7 月 4 日～2020 年 12 月 31 日）
ファンドの実現利回り（税引き前）	：	-3.0%（期間：2018 年 7 月 4 日～2020 年 12 月 31 日）
募集時表面利回り	：	8.7%（期間：2018 年 7 月 4 日～2019 年 7 月 31 日）

===分配金および償還金の概況===

分配金および償還金の有無	：	あり
分配金および償還金の金額（累計）	：	32,689,514 円
出資金 1 万円当たりの分配金および償還金の金額	：	9,442 円(実際の分配額は、端数処理の関係で左記の金額に出資金の額(1 万円単位)を乗じた金額と差異が生じる場合がございます)

【運用成績について】

本ファンドにおいてクラウドクレジット・ファンディング合同会社（以下「本営業者」といいます。）は、エストニアグループ会社である Crowdcredit Estonia OÜ（以下「エストニアグループ会社」といいます。）にジョージアラリ建てで貸付を行い、エストニアグループ会社はこの貸付金を原資に、(案件①) マイクロローン事業者ファンドシリーズで貸付先となっている小口融資事業者（B 社）グループのジョージア（旧グルジア共和国）子会社（L 社）に対して貸付を行うとともに、(案件②) Mintos という P2P レンディングプラットフォームを介して、ジョージアの会社 Creamfinance Georgia LLC の取り扱う個人向けローン債権の購入を行いました。

本ファンドはジョージアラリ建てで当初の予定通りの運用目標を達成して満期を迎えることとなり、ジョージアラリ建てベースでは 13.8%の運用利回りとなりました。しかしながら、運用開始時に 1 ジョージアラリあたり 45.45 円だった為替換算レートが運用終了時には 1 ジョージアラリあたり 31.22 円と円高が進行した結果、ファンドの実現利回りは-3.0%となり、誠に遺憾ながら元本割れで満期を迎えることとなりました。

【運用状況について】

上記案件①の資金需要者の変更のお知らせ

2019 年 5 月に、ジョージア国内法規制の変更に伴う影響に伴い、B 社グループからの申し出を受け、

本ファンドの資金借入人を当初の債務者である L 社から、別の B 社グループ会社である GA 社に移管しました。また、L 社が債務を GA 社に移管した後も、L 社が GA 社の債務返済を保証するという Guarantee Agreement の締結も同時に行っております。本営業者としては、投資家のみなさまに過大な信用リスクを負わせることにはならないと判断し、上記の借入人の変更を受け入れました。

リストラクチャリングとこれまでの分配に関して

L 社は当時有していたマイクロファイナンス事業者免許を当局に返上する代わりに、より規制環境が緩やかなライセンス（以下、「新ライセンス」という）の取得に向けた行動をはじめました。ジョージア現地の法律では、マイクロファイナンス事業者免許を当局に返上するためには中央銀行が任命した整理人による資産査定と事業内容査定を受ける必要があり、問題がないことが確認できたところで免許返上が認められます。当初、L 社の免許返上は 3 か月程度で完了するものと見込まれておりました。しかしながら、実際に整理人が L 社の資産査定をしたときに整理人から「L 社がエストニアグループ会社に対して行っている保証行為（GA 社がエストニアグループ会社に返済を履行できなかったときに L 社が返済を保証するもの）が、『マイクロファイナンス事業者は株主もしくは現地金融機関以外に対して債務等を有してはいけない』との規制に反するため、これを解除しない限り免許返上はできない」と指摘されました。本営業者グループも整理人と直接コミュニケーションをとり、整理人が上記認識にあることを確認しました。そのため、2020 年 4 月期末時点におきましても、L 社はマイクロファイナンス事業者免許を返上できておらず、また L 社に対して新ライセンスが付与されておらず、整理人の精査のプロセスが継続しておりました。これにともない、整理手続き中の L 社では資金の払い出しが禁じられており、エストニアグループ会社への返済も行われておりませんでした。

エストニアグループ会社と L 社及び GA 社は、整理人が L 社のマイクロファイナンス事業者免許返上を認められる状態へと契約内容を更新させる必要があることに同意し、そのための交渉を行いました。具体的には、L 社は GA 社のエストニアグループ会社に対する債務に関して保証を外すことで、L 社には株主以外の第三者に対する債務等が直接的にも間接的にも存在しない状態にいたしました。その半面で、L 社は親会社である B 社と GA 社への債務を持っていますが、GA 社への返済を優先させ、GA 社は L 社から返済金を受領したときには、その資金で遅滞なくエストニアグループ会社へと返済を行うというものです。エストニアグループ会社と L 社・GA 社・B 社とは、新契約の概要については合意し、契約書の締結作業を進めました。

2020 年 7 月 14 日配信済みの「ジョージアマイクロローン事業者ファンド II 2 号~9 号　運用状況についてのご報告」でご報告のとおり、2020 年 8 月時点において、上記のエストニアグループ会社と L 社・GA 社・B 社の契約書は、整理人が受領し締結がなされ、L 社の整理が完了した状況でした。ただし、新型コロナウィルスの影響により、L 社が新ライセンスを取得するまでにはまだ時間がかかると見込んでおりました。

したがって、当初のリストラクチャリング案では、2020 年 7 月 22 日を満期とし、GA 社及び L 社より行われた返済を、適宜各号に応じた元本と利息、並びに損害金の残高を基に按分することを予定して

おりましたが、上記理由により当初のスケジュール通りの返済が困難であると考え、2020 年 12 月 18 日に満期を変更し、同様に按分することを予定しました。

その後、2020 年 8 月期において、2019 年 1 月に GA 社が債権ポートフォリオを一部売却した外部回収会社から GA 社に対してポートフォリオ売却代金の入金がありました。そのため、GA 社は当該受け取り資金を原資としてエストニアグループ会社に対する部分返済を履行し、本営業者はこの部分返済金を原資とし、各ファンドに分配を行いました。

2020 年 10 月 14 日付「ジョージアマイクロローン事業者ファンド II 2 号~9 号　分配停止に関するおしらせ」でご報告のとおり、日本時間 2020 年 10 月 2 日において、本営業者は L 社より、次の 4 点の連絡を受けました。

1. L 社が 2020 年 9 月 28 日付で、中央銀行より新ライセンスを取得したこと。
2. L 社が 1.のとおり新ライセンスを取得したことで、同社がジョージア国内で税金の還付を受けられる目途が立ったこと。
3. L 社が 2020 年 10 月 1 日付で、同社の保有する債権ポートフォリオの売却を完了したこと。
4. GA 社がエストニアグループ会社へ、3.の債券ポートフォリオ売却代金として受け取った EUR 135,000 の送金を行ったこと。

上記 3．および 4．に記載しました通り、L 社は債権ポートフォリオの売却代金を受領し、GA 社への債務返済に充てました。GA 社は L 社からの返済原資をもってエストニアグループ会社へ EUR 135,000 を返済し、エストニアグループ会社は本営業者へ部分返済を行いました。本営業者は、そこから弁護士費用等のファンド負担費用を控除した EUR 131,819.02 を原資として、2020 年 10 月期の分配を行いました。

2020 年 12 月 4 日、L 社担当者とのオンラインミーティングを行い、次の 4 点の進捗連絡を受けました。

・ L 社は税務当局との打ち合わせを持ち、税還付を承認するサイン済み報告書を受領したこと。
・ 2020 年 12 月末に L 社が税還付を受領するための公的文書が発行されたこと。
・ 上記 1.および 2.の税還付金をもって、エストニアグループ会社に対する未払い分の返済を行うこと。

その後、2020 年 12 月 22 日付で、L 社よりエストニアグループ会社に対して、税還付金をもっての返済がございましたので、当返済資金を原資として、本ファンドシリーズの分配を実施いたします。

【おわりに】

長期の外貨運用には、為替変動に伴う差損益が常に発生いたします。一時的な為替変動による影響を抑制できるよう、投資対象と投資実行時期の分散を行いながら長期的な外貨投資の継続をご検討いただければ幸いです。

なお、本ファンドに関する出資金は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 125 条その他の法令に定める基準に則り、ファンドの種類別・号数別に銀行に開設する預金口座へ預金する方法によって、本営業者の固有財産その他本営業者の行う他の事業に係る財産とは分別して管理を行いました。

投資家のみなさまにおかれては、今後とも当社ファンドをご愛顧いただければ幸いです。

運用期間中の価格変動グラフ※（単位：千円）

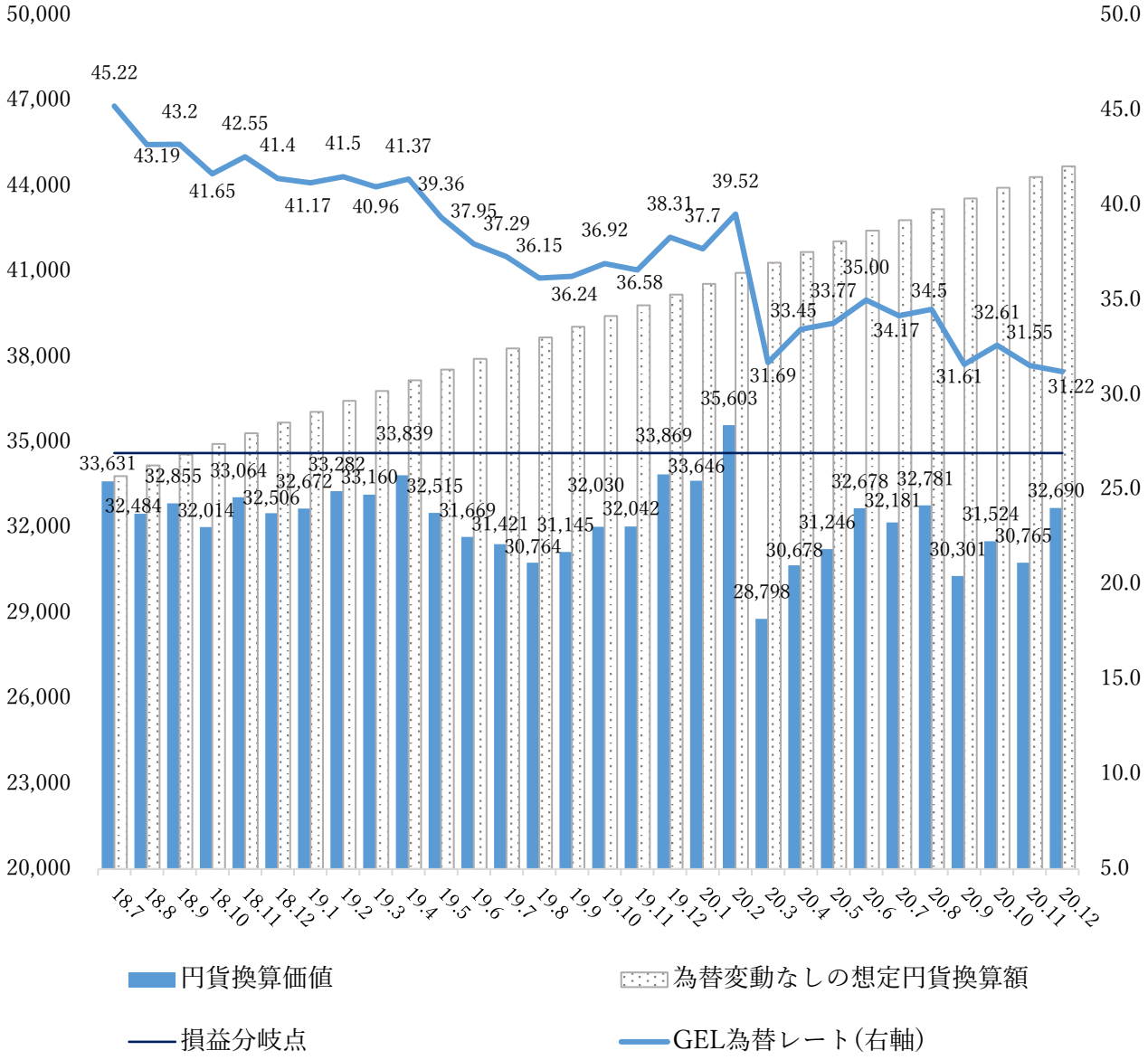

※　円換算価値および為替変動なしの想定円貨換算額は、満期時以前において分配が行われた場合であっても、運用期間満了までの経過利息に元本額を加えた金額を表示しております。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）
【代表社員】 クラウドクレジット株式会社
【設立年月】 2016 年 3 月
【資 本 金】 1,000,000 円
【住　　所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 8 番 1 号

クラウドクレジット・ファンディング合同会社、エストニアグループ会社（Crowdcredit Estonia OÜ）およびクラウドクレジット株式会社（連結ベース）の主な経営・財務指標は以下のとおりです。

	資本金	総資産	総負債	純資産	売上高	営業損益	経常損益	当期純利益
クラウドクレジット・ファンディング合同会社 (2019年12月末現在・単位：千円)	1,000	14,200,155	14,216,618	△ 16,463	1,613,009	153	1,686	1,595
Crowdcredit Estonia OÜ (2019年12月末現在・単位：ユーロ)	5,000	107,705,989	107,010,899	695,090	12,111,621	△ 96,965	△ 78,891	△ 78,891
クラウドクレジット株式会社(連結ベース) (2019年12月末現在・単位：千円)	50,000	16,823,103	16,459,280	363,823	1,847,141	△ 380,421	△ 405,361	△ 389,671

※ 会計期間(2019 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日まで)の金額を記載しております。